

「フォークロージャー法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

フォークロージャー法

民事訴訟法典改正法(第一七版)

第一条

この法令を「仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕民事訴訟法典改正法(プララーチャバンヤット・ゲーカイプームトゥーム・プラムアンコットマーイ・ウィティピチャラナー・クワームペーン)・第一七版」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報告示日から一二〇日をもって施行する。

第三条

民事訴訟法典の第二〇条を廃止し、以下に替える。

「第二〇条

訴訟審理の進展度にかかわらず、裁判所は訴訟当事者がその係争事項において合意できるよう、あるいは妥協できるよう調停する権限を有する。」

第四条

民事訴訟法典に以下の第二〇条の二を増補する。

「第二〇条の二

調停に資するため、裁判所が適当と見なしたとき、またはある訴訟当事者が申し立てたとき、裁判所は弁護士が同席した上で、またはしない上で、全訴訟当事者、あるいはある当事者間だけの遂行を命じることができる。

裁判所が適当と見なしたとき、またはある訴訟当事者が申し立てたとき、裁判所は、ある者またはあるグループを、訴訟当事者の妥協調停において裁判所を支援する調停人に任命することができる。

裁判所の調停、調停人の任命、調停人の権限における原則及び方法は省令の規定に従う。

第五条

民事訴訟法典の第一三二条(一)の内容を廃止し、以下に替える。

「(一)第一七四条、第一七五条、及び第一九三条の二に規定したように、原告が訴えを棄却した、訴えを取り下げた、公判日に裁判所に出頭しなかったとき。」

第六条

民事訴訟法典に以下の第一九〇条の二、第一九〇条の三、第一九〇条の四を増補する。

「第一九〇条の二

簡易訴訟において裁判所はこの章の内容規定に沿って審判する。

第一九〇条の三

簡易訴訟において、一連の審理を遂行するため、あるいは遂行しないために、裁判所は正当な必要性があるとき、この法令で規定された、または裁判所が規定した期間、あるいはその他の法律で規定された民事訴訟方法に係る期間を、その期間が終わる前に、延長または短縮を命じる権限を有する。

第一九〇条の四

簡易訴訟においては原告が第一審裁判所における訴訟費用を、金銭に換算できない苦情の申立てがある訴訟で徴収する訴訟費用と同額、負担する。

第二審または第三審裁判所における訴訟費用は、控訴人または上告人が訴訟額、または係争する財産の価格に基づき負担する。」

第七条

民事訴訟法典の第一九一条の内容を廃止し、以下に替える。

『第一九一条

その簡易訴訟の訴えの方法は、裁判所に原告が文面をもって、あるいは口頭で訴えることができる。原告が文面をもって訴える場合、もし裁判所がその訴えが正しくない、あるいは重要部分に不備があると判断したときは、原告に対し訴えのその部分を訂正する、またはより明解にするよう命じることができる。

もし原告が口頭により訴える場合、裁判所はその口述を記録し、原告にその記録を読んで聞かせ、証拠として署名させる。」

第八条

民事訴訟法典の第一九二条に以下の内容を第四段落、第五段落として増補する。

『被告が簡易訴訟において反訴し、その反訴が簡易訴訟ではない場合、あるいは裁判所が一般訴訟と簡易訴訟を合同させるよう命じた場合、裁判所は簡易訴訟を一般訴訟として審判する。しかし裁判所が訴訟額、訴訟の様態、訴訟当事者の状況、あるいはその他のしかるべき事由を審理し、この章の規定を反訴または一般訴訟の部分において訴訟に適用することが訴訟を迅速にし、かつ全訴訟当事者に対し公正であると判断したとき、裁判所はその反訴または一般訴訟の部分を通簡易訴訟として審理する権限を有する。

第四段落に基づく裁判所の命令は、その命令が出る前に訴訟当事者が負担しなければならない訴訟費用には影響を及ぼさない。」

第九条

民事訴訟法典の第一九三条の内容を廃止し、以下に替える。

『第一九三条

簡易訴訟において、裁判所は速やかに口頭弁論期日を決め、被告に呼出状を送達する。その呼出状には訴訟の争点、訴訟額または請求額を明記し、被告に対し裁判所に出頭し、同日中に調停を受け、釈明し、証言させる内容を明記する。また裁判所は原告に対しても口頭弁論期日に出頭するよう命じる。

口頭弁論日において、原告及び被告が共に出頭したとき、裁判所はまず当事者が争点において合意できるよう、または妥協できるよう調停する。

もし当事者が合意または妥協できそうもなく、被告がまだ釈明していない場合、裁判所は被告の釈明を求める。このとき被告は釈明を文面で提出する、あるいは口頭で陳述することもできる。文面による場合は第一九一条第二段落の内容を準用する。口頭陳述の場合は、裁判所がその事由と共に陳述を記録し、読んで聞かせ、証拠として被告に署名させる。

もし被告が第三段落に基づき釈明しない場合、裁判所は被告の釈明のために期日延長せず、被告が釈明のために出頭しなかったと見なし、訴訟手続きを続行することを裁定により命じる権限を有する。』

第一〇条

民事訴訟法典に第一九三条の二、第一九三条の三、第一九三条の四、第一九三条の五として以下の内容を増補する。

『第一九三条の二

簡易訴訟において、原告が第一九三条に基づく出頭命令を知りながら、訴訟の延期を申し立てず、あるいは出頭しない反対事由を通知せずに口頭弁論期日に出頭しなかったとき、原告は訴訟継続を望んでいないと見なし、裁判所は訴訟を取り消す権限を有する。

被告が第一九三条に基づく呼出状を受け取りながら、訴訟の延期を申し立てず、あるいは出頭しない反対事由を通知せずに口頭弁論期日に出頭しなかったとき、被告は口答弁論期日を守らなかったものと見なし、第二〇二条に従わせる。また、もし被告が当該期日の前または期日内に釈明を提出しなかった場合は、被告が釈明提出を守らなかったものと見なす。

第一九三条の三

裁判所が第一九三条第三段落に基づく被告の釈明を受け取ったとき、または被告が第一九三条第四段落または第一九三条の二に基づく釈明提出を守らなかったとき、裁判所は当事者の一方に審尋のために証人を準備させることで、速やかに訴訟手続きを継続する。裁判所は証人を準備させた当事者を審尋し、提出しようとしている証拠を記録する。あるいは当事者に証人名簿を準備させ、しかるべき期限内に裁判所に提出するよう命じる。

第一九三条の四

簡易訴訟において、公正を期すために裁判所は自らしかるべき証拠を召喚し調査する権限を有す

る。

当事者が指名した証人または裁判所が召喚した証人の審尋において、裁判所がまず尋問し、その後当事者または弁護士が補足尋問することができる。

裁判所は、当事者が指名しなかったとしても、訴訟に係る事実関係について証人に尋問する権限を有する。

証言の記録において、裁判所が適当と見なしたときは、その概略だけを記録することができ、証人に署名させる。

第一九三条の五

簡易訴訟において、裁判所は延期せずに訴訟手続きを進める。ただし必要があり、裁判所が一回につき七日以内の範囲で延期を命じる場合はその限りではない。』

第一一条

仏暦二五三四年〔西暦一九九一年〕民事訴訟法典（第一二版）により改定増補された民事訴訟法典の第一九六条第一段落及び第二段落の内容を廃止し、以下に替える。

『第一九六条

保証または現金支払いがなされなかった手形に基づく、あるいは十全たる真の契約であることが明らかで法的な効力を有する契約文書に基づくはっきりした金額について、原告が現金の弁済だけを求め訴える一般訴訟において、原告は裁判所にその訴訟の審判を求める訴状と共にまとめて申し立てることにより請求することができる。

もし裁判所が、原告が第一段落に基づき請求したかどうかにかかわらず、その訴訟が複雑でないと判断したとき、裁判所はこの章における簡易訴訟手続きの規定内容を、第一九〇条の四を除き、以下の範囲において、その訴訟に対し準用することができる。

（一）裁判所は、請求額及び請求の事由を示し、被告に対し裁判所に出頭し、訴訟に影響を与えないと判断した日において釈明させるために呼出状を被告に送達する。

（二）もし被告が裁判所に出頭したとき、裁判所は被告の陳述を詳細報告に記録する。また裁判所が被告の陳述及び釈明を審理し、被告がその訴訟で争う事由がないと判断したとき、裁判所はできる限り速やかにその訴訟を審判する。しかし、もし被告がその訴訟を争うしかるべき事由があると見なされるときは、裁判所は遅滞なく審理を行い、判決の前に双方の証拠を検証する。

（三）もし被告が裁判所の呼出状を受け取り、裁判所に出頭しなかったときは、裁判所は遅滞なく被告が口答弁論期日を守らなかったことを宣告し、一方の当事者だけによる訴訟を進め、できるだけ速やかに判決を下す。』

第一二条

民事訴訟法典の第一九八条第一段落の内容を廃止し、以下に替える。

『第一九八条

第一九三条第四段落及び第一九三条の二第二段落の規定下に、もし被告が釈明しなかったとき、原告は、被告の釈明期限が切れた日から一五日以内に、裁判所が被告の違約を宣告するよう裁判所に申し立てる。その申し立てによって、原告が訴訟の継続を望むものと見なす。

第一三条

民事訴訟法典の第二七二条の内容を廃止し、以下に替える。

『第二七二条

もし裁判所が強制執行を伴う判決または宣告を下したとき、裁判所は判決または宣告の日に遂行方法を規定した執行命令を出し、裁判所係官がその執行命令を判決に基づく債務者に送達する。ただし判決に基づく債務者が執行命令が出されたときに裁判所において、裁判所が証拠として署名を命じた場合はその限りではない。』

第一四条

民事訴訟法典の第二七三条第一段落の内容を廃止し、以下に替える。

『第二七三条

もし執行令に金銭支払い、または財産の提供、ある行為の実行、ある行為の禁止の規定があるとき、裁判所は執行命令の中にその期間または条件をはっきりと明記する。ただし、もし簡易訴訟であるとき、裁判所は判決に基づく債務者に対し、その判決または宣告に基づく遂行のために一五日を超える期日を設定してはならない。』

第一五条

民事訴訟法典の第二七六条第二段落の内容を廃止し、以下に替える。

『ある特定の財産に対し強制執行状が出された場合、もし裁判所がその財産の差し押さえが適当でないと見たとき、裁判所は、間違った財産の差し押さえによって生じる破損または消滅を防止するために、強制執行状を出したときに、差し押さえを請求する者に対し、裁判所が適当と判断する額に基づき金銭または担保を立てるよう命じることもできる。』

第一六条

民事訴訟法典の第二七七条第三段落として以下の内容を増補する。

『簡易訴訟において、もし裁判所が適当と見なしたとき、裁判所は強制執行状を出す前に、判決に基づく債務者の財産に関して、判決に基づく債務者またはその他の者に対し審尋するため召喚状を出し、審尋の結果を強制執行状に示すこともできる。』

第一七条

この法令はその施行日前に訴えのあった訴訟には適用せず、訴えのあった日に施行されていた法律を訴訟が終わるまで適用する。

第一八条

法務大臣をこの法令の主務大臣とする。

民事訴訟法典改正法(第一八版)

第一条

この法令を「仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕民事訴訟法典改正法(プララーチャバンヤット・ゲーカイプームトゥーム・プラムアンコットマーイ・ウィティピチャラナー・クワームペーン)・第一八版」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報による告示日の翌日から施行する。

第三条

民事訴訟法典の第一五条(三)の内容を廃止し、以下に替える。

『(三)この法典の規定に基づきある者を逮捕し勾留するために出される裁判所の強制執行状及び令状はどのような場合でも執行できる』

第四条

民事訴訟法典に以下の第一五条第二段落を増補する。

『強制執行状を出した裁判所の管轄区域外で強制執行がある場合、強制執行のある区域の裁判所に、判決に基づく債権者が通知する、あるいは強制執行官が報告する。この場合、強制執行のある区域の裁判所は遅滞なく強制執行を遂行するため強制執行官を任命し、第三〇二条第三段落に基づく執行裁判所として代理執行する。』

第五条

仏暦二五一八年〔西暦一九七五年〕民事訴訟法典改正法(第六版)により改定増補された民事訴訟法典に以下を第二八五条第四段落として増補する。

『第一段落(一)及び(二)に基づく裁判所の命令は抗告することができ、抗告裁判所の判決または命令は最終的なものとする』

第六条

仏暦二五一八年〔西暦一九七五年〕民事訴訟法典改正法(第六版)により改定増補された民事訴訟法典に以下を第二八六条第三段落、第四段落、第五段落として増補する。

『強制執行官が第三〇一条第二段落に基づき押収命令を出す権限を有する場合、強制執行官は

(一)(三)及び(四)に基づく金額を決定する権限を有し、(一)及び(三)に基づく金額決定に対して第二段落の規定内容を準用する。ただし、もし判決に基づく債権者、判決に基づく債務者、あるいは強制執行により被害を受ける第三者が強制執行官が決定した金額に不服の場合は、その者はその金額を知った日から一五日以内に、裁判所に新たに金額を決定するよう申し立てることができる。

判決に基づく債務者の職業の状態が変わっていた場合、第三段落に基づく者は裁判所または強制執行官に(一)及び(三)に基づく金額を新たに決定するよう申し立てることができる。

この状に基づく金額の決定に係る裁判所の命令は、抗告裁判所に抗告でき、抗告裁判所の判決または命令は最終的なものとする。』

第七条

仏暦二四九九年(西暦一九五六年)民事訴訟法典改正法(第五版)により改定増補された民事訴訟法典に以下を二八八条第三段落として増補する。

『第二段落(一)及び(二)に基づく裁判所の命令は最終的なものとする。』

第八条

仏暦二五二七年(西暦一九八四年)民事訴訟法典改正法(第一〇版)により改定増補された民事訴訟法典に以下を二九〇条第九段落として増補する。

『第八段落に基づく裁判所の許可は最終的なものとする。』

第九条

民事訴訟法典に以下を第二九一条第二段落として増補する。

『この条に基づく裁判所の許可は最終的なものとする。』

第一〇条

民事訴訟法典の第二九三条第二段落の内容を廃止し、以下に替える。

『もし裁判所が、判決に基づく債務者の弁明が信用できるもので、強制執行の停止が判決に基づく債権者に被害を及ぼさないと判断したとき、裁判所は適当な期間及び条件に基づき強制執行の停止を命じることができる。』

第一一条

民事訴訟法典に以下を第二九三条第三段落として増補する。

『この条に基づく裁判所の命令は最終的なものとする。』

第一二条

民事訴訟法典の第二九六条の内容を廃止し、以下に替える。

『第二九六条

執行令、執行状または執行裁判所の命令がこの編の内容規定に違反している場合、裁判所が強制執行が終了する前に適当と見なしたとき、または強制執行官が裁判所に報告したとき、あるいは判決に基づく債権者、判決に基づく債務者、強制執行による被害を受ける第三者が裁判所に異議を申し立てたとき、裁判所はその執行令、執行状、命令の一部または全部を取り消す、あるいは変更するよう命じる権限を有する。また裁判所が適当と判断したところに従いいかようにも命令する権限を有する。

第三〇九条の二第二段落の規定下に、もし強制執行官がこの編の内容規定に違反して執行した場合、裁判所が強制執行が終了する前に適当と見なしたとき、または判決に基づく債権者、判決に基づく債務者、強制執行による被害を受ける第三者が裁判所に異議を申し立てたとき、裁判所は強制執行方法全体について、またはある方法について取り消す、あるいは変更するよう命じる権限を有する。また裁判所が適当と判断したところに従い執行方法を規定命令する権限を有する。』

第一二条

民事訴訟法典の第二九六条の内容を廃止し、以下に替える。

『第二九六条

執行令、執行状または執行裁判所の命令がこの編の内容規定に違反している場合、裁判所が強制執行が終了する前に適当と見なしたとき、または強制執行官が裁判所に報告したとき、あるいは判決に基づく債権者、判決に基づく債務者、強制執行による被害を受ける第三者が裁判所に異議を申し立てたとき、裁判所はその執行令、執行状、命令の一部または全部を取り消す、あるいは変更するよう命じる権限を有する。また裁判所が適当と判断したところに従い、いかようにも命令する権限を有する。

第三〇九条の二第二段落の規定下に、もし強制執行官がこの編の内容規定に違反して執行した場合、裁判所が強制執行が終了する前に適当と見なしたとき、または判決に基づく債権者、判決に基づく債務者、強制執行による被害を受ける第三者が裁判所に異議を申し立てたとき、裁判所は強制執行方法全体について、またはある方法について取り消す、あるいは変更するよう命じる権限を有する。また裁判所が適当と判断したところに従い執行方法を規定命令する権限を有する。

この条に基づく異議申し立ては強制執行が終了する前のいかなる時においても行うことができるが、その根拠となる内容または状態を知った日から一五日以内でなければならない。ただし、このとき申し立て人はこの編の内容規定に対する違反を知った後、新たな行為を起こしてはならない、あるいはその行為を認めてはならない。このとき申し立て人は同時に裁判所に対し、判定中であっても強制執行の停止命令を求めることができる。

この条に資するために、強制執行は以下の行為があったとき終了したものと見なす。

(一) 執行令または執行状が財産の提出、ある行為またはある行為の停止を規定するものである場合、その執行令または執行状に基づく執行があったが、その執行が部分部分に分けられるとき、ある部分における執行令または執行状に基づく執行があったとき、強制執行はその部分についてのみ終了したものと見なす。

(二) 執行令または執行状が金銭の支払いを規定するものである場合、強制執行官が第三一八条、

第三一九条、第三二〇条、第三二一条、第三二二条に基づき金銭を支払ったとき、しかし強制執行の対象となった財産が複数のリストからなるならば、強制執行官があるリストの財産を競売して得られた金銭を支払ったとき、強制執行はそのリストの財産についてのみ終了したものと見なす。

この条に基づく裁判所への異議申し立てにおいて、もし申し立てが根拠のないものであり、時間を引き伸ばす目的による申し立てであることを示す初期証拠があれば、裁判所が適当と見なしたとき、または判決に基づく債権者またはその申し立てにより被害を受ける第三者が請求したとき、裁判所は申し立て人に対し、判決に基づく債権者またはその第三者への弁済を担保するため、裁判所が適当と見直す額及び期間内に金銭または担保を立てるよう命じる権限を有する。もし申し立て人が裁判所の命令に従わないときは、裁判所はその申し立ての却下を命じる。この段落に基づく裁判所の命令は最終的なものとする。

裁判所が第一段落及び第二段落に基づく異議申し立てを却下した場合、もし判決に基づく債権者またはその申し立てによる被害を受ける第三者がその申し立てに根拠がなく、時間の引き伸しを目的とすると判断したとき、その者は申し立て却下命令があった日から三〇日以内に、裁判所が申し立て人に対し弁済を命じるよう、裁判所に請求することができる。この場合、裁判所は元の訴訟とは分離して審理することを命じる権限を有し、裁判所がその請求を検証の上、理由があると認める場合において、裁判所はその申し立て人に対し、判決に基づく債権者またはその申し立てにより被害を受けた第三者への裁判所が適当と見なした額の弁済を命じる。もしその申し立て人が裁判所の命令に従わないときは、裁判所はその申し立て人に対し判決に基づく債務者に対するのと同様な執行権限を有する。』

第一三条

民事訴訟法典に以下の内容を第三〇六条第二段落として増補する。

『この条に基づく裁判所の命令は最終的なものとする』

第一四条

民事訴訟法典に以下の内容を第三〇七条第二段落として増補する。

『この条に基づく裁判所の命令は抗告でき、抗告裁判所の判決または命令を最終的なものとする。』

第一五条

民事訴訟法典に以下の内容を第三〇九条の二として増補する。

『第三〇九条の二

その判決に基づく債務者の財産の競売において、強制執行官が売却できる価格と判断した最高価格を提示した者への売却を決定する前に、判決に基づく債権者、判決に基づく債務者、または強制執行により被害を受けた者はその価格が低すぎるとして反対することができる。この場合、強制執行官は競売を延期し、以後の競売においては、もし前の競売での最高価格を上回る価格提示があったとき、強制執行官はその価格を提示した者への売却を決定することができる。

判決に基づく債権者、判決に基づく債務者、または強制執行により被害を受けた者が競売価格が不

当に低いと判断し、その不当に低い価格だった競売で価格提示関係者間による談合があった、あるいは強制執行官の任務遂行における不誠実または深甚な不注意があったと見なしたとき、その者は裁判所に対しこの編の内容規定に基づき競売の取り消しを命じるよう申し立てることができる。裁判所が検証の上、その申し立てを理由があると認める場合において、裁判所はその申し立てに基づき取り消しを命じる。

第二九六条第三段落、第四段落、第五段落、第六段落の内容を第二段落の申し立てにも準用する。
第二段落に基づく裁判所の命令は抗告でき、抗告裁判所の判決または命令を最終的なものとする。』

第一六条

民事訴訟法典の第三一〇条の内容を廃止し、以下に替える。

『第三一〇条

財産の差押えがあったとき、債務者が第三者に対して有する請求権は以下のように取り扱われる。

(一)担保である国公債及び証券が判決に基づく債務者のものであるとき(所有者に対し発行した、または判決に基づく債務者の名で発行された)、もしその物が交換所において引き合い価格リストがある場合、強制執行官は裁判所に対し、売却日における引き合い価格リストに基づき売却することを許可するよう申請することも、この編において規定された競売方法で売却することもできる。もしその申請がなかった、またはその申請が却下されたときは競売によって売却する。

(二)もし譲渡性証券であるとき、強制執行官は裁判所に対し、証券に明示された価格で、または裁判所が適当と判断したそれよりも低い価格で売却することを許可するよう申請する。もし裁判所がその申請を却下したときは競売に付す。

(三)もし、第三一〇条の二で規定されたものを除いて、その他の請求権であるときは、強制執行官は裁判所に対し、その請求権に基づき債務支払いに責任を有する者を裁判所に出頭させるための召喚状を発行するよう申請する。もしその者が裁判所に出頭し、強制執行官への債務支払いを承諾したときは裁判所がこれを記録しておく。もしその者が出頭しない、または当該債務の支払いを承諾しない場合は、判決に基づく債権者が申し立てたとき、裁判所は債権者が差押え書類に基づき訴えることを許可する。もし裁判所が債権者の勝訴を終局判決した場合、債権者は強制執行官に対し、それにより得た支払い金額を通知しなければならない。

この条における裁判所の許可命令は最終的なものとする。』

第一七条

民事訴訟法典に以下を第三一〇条の一として増補する。

『第三一〇条の二

もし判決に基づく債務者が第三者に対しある額の金銭支払い請求権を有する、または第三一〇条で規定されたものを除き、財の提出を要求する権利を有するとき、強制執行官は以下の五つの条の内容規定に基づき、差押え、売却する。』

第一八条

民事訴訟法典の第三十一条の内容を廃止し、以下に替える。

『第三十一条

第三十条の二に記された請求権は、強制執行官が一方的な申し立てにより要請したところに基づき、及び債権者が判決に基づく債務者及び金銭支払いまたは財の提供に責任を有する者に引き渡したところに基づき、裁判所が出した差押え命令によって差押えすることができる。

裁判所が適当と判断したとき、強制執行官が第三十条の二に基づく請求権を差し押さえる権限を有することを執行状に規定することができる。この場合、強制執行官の差押え命令は裁判所の差押え命令と見なす。

その差押え命令は、その第三者の債務に争点または制限、条件があったとしても、あるいははっきりした額が規定されているいないに関係なく出すことができる。

その命令は、判決に基づく債務者に対し命令の送達以降、請求権の売却を停止させる禁止項目、及び第三者に対し判決に基づく債務者への金銭支払い、または財の提供をさせない禁止項目がなければならず、命令の中で規定した時間及び期間内に強制執行官に支払う、または財を提供させる。』

第一九条

法務大臣をこの法令の主務大臣とする。